附　則

（業務の特例に係る業務方法書の記載事項）

第二条　機構法附則第七条第一項の規定により機構が同項各号に掲げる業務を行う場合には、通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第四条各号に掲げる事項のほか、次のとおりとする。

一～三　（略）

（償却資産の承継）

第四条　機構の成立の際、機構法附則第三条第一項の規定により機構が承継した償却資産（機構法附則第十八条の規定による改正前の公害健康被害の補償等に関する法律第九十八条の二第二項に規定する基金に係る経理に属するもの及び国庫補助金で取得した金額に相当するものを除く。）については、第十四条第一項の指定を受けたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。

2　機構の成立の際、機構法附則第四条第一項の規定により機構が承継した償却資産のうち無形固定資産については、第十四条第一項の指定を受けたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。

3　機構の成立の際、機構法附則第四条第一項の規定により機構が継承した償却資産のうち機構法附則第七条第一項第一号に掲げる業務で取得したものについては、当該業務が終了した日の翌日以降、第十四条第一項の指定を受けたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。

附　則

（業務の特例に係る業務方法書の記載事項）

第二条　機構法附則第七条第一項の規定により機構が同項各号に掲げる業務を行う場合には、通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条各号に掲げる事項のほか、次のとおりとする。

一～三　（略）

（償却資産の承継）

第四条　機構の成立の際、機構法附則第三条第一項の規定により機構が承継した償却資産（機構法附則第十八条の規定による改正前の公害健康被害の補償等に関する法律第九十八条の二第二項に規定する基金に係る経理に属するもの及び国庫補助金で取得した金額に相当するものを除く。）については、第十五条の指定を受けたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。

2　機構の成立の際、機構法附則第四条第一項の規定により機構が承継した償却資産のうち無形固定資産については、第十五条の指定を受けたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。

3　機構の成立の際、機構法附則第四条第一項の規定により機構が継承した償却資産のうち機構法附則第七条第一項第一号に掲げる業務で取得したものについては、当該業務が終了した日の翌日以降、第十五条の指定を受けたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。

附　則

この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

告　示

○内閣府告示第四百九号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第五条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十五号（公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十八年十月一日から施行することとしたので、公示する。

平成二十八年九月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
施設の名称	所在地	施設の名称	所在地
［略］		［同上］	
国立大学法人京都大学人文科学研究所附属東アジア人文情報学研究センター	京都府京都市左京区北白川東小倉町四七	国立大学法人京都大学人文科学研究所附属東アジア人文情報学研究センター	京都府京都市左京区北白川東小倉町四七
［略］		［同上］	
		国立大学法人京都大学再生医科学研究所図書室	京都府京都市左京区聖護院川原町五三

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省財務省告示第一号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省令第一号）第九条の二第二項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣及び財務大臣が定める規定を定める件（平成十六年三月総務省財務省告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月三十日

総務大臣　山本　早苗

財務大臣　麻生　太郎

本則に次の一号を加える。

九　所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定第二十一条1、3、5及び6

附　則

この告示は、所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

○外務省告示第三百七十七号

平成二十七年十二月十七日に東京で署名された所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定について、ドイツ連邦共和国は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行い、我が国はこれを平成二十八年九月七日に受領した。我が国は、平成二十八年九月二十八日に同協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行い、ドイツ連邦共和国はこれを同日に受領した。よって、同協定は、その第三十一条1の規定に従い、平成二十八年十月二十八日に効力を生ずる。

平成二十八年九月三十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百七十八号

平成二十七年十二月十一日にニューデリーで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書について、それぞれの国において国内法上の手続に従って承認されたことを通知する外交上の公文の交換が、平成二十八年九月二十九日に東京で行われた。よって、同議定書は、その第四条1の規定に従い、平成二十八年十月二十九日に効力を生ずる。

平成二十八年九月三十日

外務大臣　岸田　文雄